

# 県庁舎等の維持管理業務に係る履行状況の評価等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、統轄監総務課（以下「発注者」という。）が発注する県庁舎等の維持管理業務に係る契約の相手側（以下「受注者」という。）の履行状況の評価等について、その取り扱いを定めるものとする。

(対象業務)

第2条 評価の対象とする業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 常駐して行う庁舎における清掃業務
- (2) 常駐して行う庁舎における機械・電気等設備運転管理業務
- (3) 常駐して行う庁舎における警備業務

(評価の方法等)

第3条 前条第1号、2号及び3号の業務については、四半期ごとに別紙に定める評価表により評価を行うものとする。

(業者に対する注意等)

第4条 前条により評価した結果、次の表の個別評価又は総合評価の欄のいずれかに該当する評価であった場合には、発注者と受注者は、受注者がとるべき必要な措置について協議するものとする。

区 分	個別評価	総合評価	備 考
清掃業務	D の個数が3個以上又はCとDの合計個数が5個以上	エの個数が1個以上又はウの個数が2個以上	「個別評価」及び「総合評価」とは、第3条の評価表に記載する「個別評価」及び「総合評価」を表す。
設備管理業務及び警備業務	D の個数が2個以上又はCとDの合計個数が3個以上		

(注) 個別評価の欄に記載の個数は、各業務における個別評価の総項目数に対して、Dの場合1割以上、CとDの合計の場合2割以上あった場合の数値である。

(業務改善についての指示)

第5条 発注者は、前条の協議による受注者がとるべき必要な措置がなされず、庁舎の維持管理に支障を来す事態が想定され、又は支障を来している場合は、書面により協議に基づく業務改善指示を行うものとする。受注者は、この指示に従い直ちに業務改善を行わなければならない。

(契約解除についての通知)

第6条 発注者は、前条による業務改善指示にも関わらず受注者が指示に違反し、その違反により契約上の業務の目的を達成することができない場合は、書面により契約解除を行う旨とその時期について文書にて通知を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年1月16日から施行する。

この要綱は、平成20年12月16日から施行する。

この要綱は、平成23年2月10日から施行する。